

(報道発表資料)

令和7年1月15日  
京都市上下水道局  
担当 総務部企業力向上推進室  
総務部職員課  
電話 075-672-7757  
(総務部企業力向上推進室)

### 職員の懲戒処分（上下水道局）

本日、職員の懲戒処分を発令しました。

被処分者	1 所 属 下水道部みなみ下水道管路管理センター 2 年齢・性別 57歳・男性 3 職位・職種 主事・下水道管路巡視作業
処分日	令和7年1月15日
処分内容	懲戒免職
事案概要	被処分者は、京都市上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター管理係主事として、下水道工事の発注等を担当していたものであるところ、本市が発注した下水道工事の受注者である株式会社Aの担当者Bから、令和4年11月5日、自宅の洗面台の取替工事（代金10万円）の施工を無償で受けた。
備考	本件処分は、被処分者の上記行為が、京都市上下水道局職員の懲戒処分に関する指針における倫理保持義務違反の規定に該当するとの評価に基づくものである。